

新型コロナウイルス感染拡大防止のための姫路大学対応指針

リスクレベル	判定の目安	授業（講義・演習・実習）	学生の課外活動	学生の入構	学内会議
レベル1 感染小康期	・兵庫県内で新規陽性患者が1週間平均10名未満発生	遠隔授業を活用する。 演習・学内実習等で対面授業を行う時は感染防止を徹底して行う。	感染防止を徹底して、活動申請を元に課外活動を許可する。 合宿・遠征・大会や試合への参加、コンサート・ライブの開催等の活動は自粛する。	入構申請された対面授業・研究活動、許可された課外活動は感染防止を徹底し実施する。	感染防止を徹底し対面会議の実施を可能とする。
レベル2 感染警戒・増加期	・兵庫県内で新規陽性患者が1週間平均10～40名未満発生	遠隔授業と対面授業を併用する。 演習・学内実習等で対面授業を行う時は感染防止を徹底して行う。			
レベル3 感染拡大期Ⅰ	・兵庫県内で新規陽性患者が1週間平均40名以上発生 ・兵庫県内、近隣府県で感染が拡大 ・感染拡大地域への移動の自粛要請	遠隔授業と対面授業を併用する。 対面授業から遠隔授業に変更可能な授業は変更する。 演習・学内実習を行う場合は、感染防止を徹底して行う。	原則、課外活動を禁止する。	入構申請された対面授業・研究活動、許可された一部の課外活動は感染防止を徹底し実施する。それ以外の入構を制限する。	オンライン会議を推奨する。 ただし、大学運営上必要最小限の会議は感染拡大防止を徹底した場合に限り対面会議も可能とする。
レベル4 感染拡大期Ⅱ	・兵庫県内で新規陽性患者が1週間平均40名以上発生 ・学生または教職員に感染者が発生し、大学内で、蔓延の可能性がある	原則、遠隔授業のみ実施する。 学内実習を行う場合は、感染防止を徹底して行う。	原則、課外活動を禁止する。	原則、入構を禁止する。 入構申請された学内実習、許可された一部の課外活動は感染防止を徹底し実施する。	
レベル5 感染拡大特別期	・特措法第45条第2項に基づく施設利用制限発動 ・学生、教職員の感染者が増加し、クラスターの可能性がある	遠隔授業のみ実施する。	全ての課外活動を禁止する。	入構を禁止する。	